

県税に係る社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度について

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度が導入され、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき申告書・申請書等から個人番号・法人番号の記載が必要となりました。

●個人番号・法人番号とは

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、各市町村から通知されます。利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

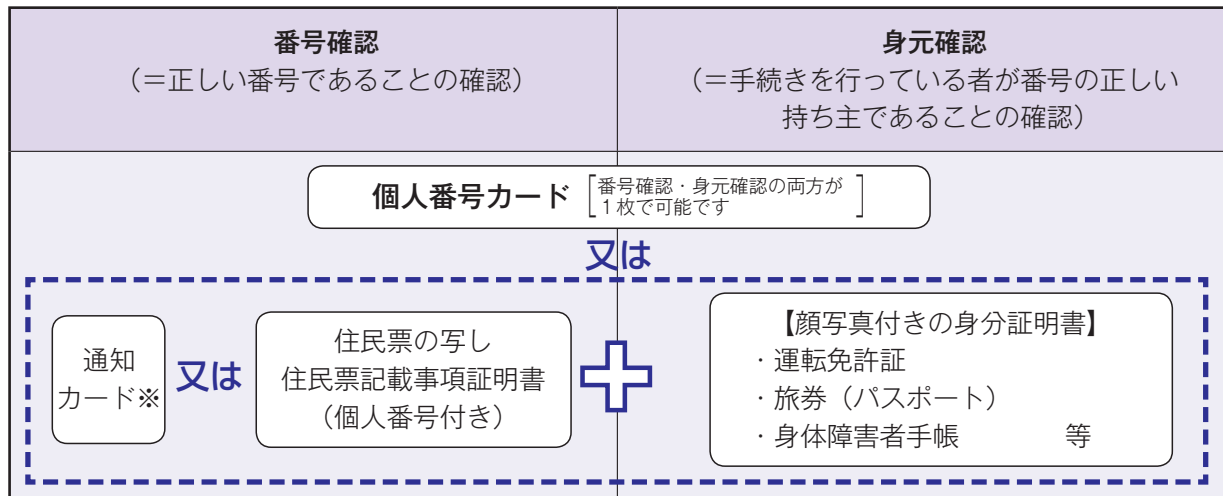
法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等（※）に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

（※） 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます。

個人番号を記載した申告書等を提出する際の本人確認（番号確認・身元確認）について

（1）本人が申請する場合

個人番号を記載した申告書等を県税事務所等に提出する際には、番号確認及び身元確認が必要となりますので、以下の書類等をご準備ください。



（2）代理人が申請する場合

代理人が個人番号を記載した申告書等を提出する際には、代理権の確認、代理人の身元確認及び本人の番号確認が必要となりますので、以下の書類等をご準備ください。

代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
委任状	代理人の顔写真付きの身分証明書等	・ 本人の個人番号カード又は通知カード※（写しも可） ・ 個人番号付きの住民票の写し ・ 個人番号付きの住民票記載事項証明書（写しも可）

・この他の本人確認の書類等につきましては、県税務課ホームページをご覧ください。